

妙高市地域・大学連携プラットフォーム活動・交流拠点施設利用規約

(趣旨)

- 第1条 この規約は、妙高市地域・大学連携プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）の活動・交流拠点施設（以下「本施設」という。）の利用に関し必要な事項を定める。
- 2 本施設は、プラットフォームに登録した大学、企業、団体等が連携し、地域課題の解決、人材育成、産業振興及び地域交流を推進するための活動・交流拠点施設とする。

(利用対象等)

- 第2条 本施設を利用できる者は、プラットフォームに登録した次に掲げる者とする。
- (1) 大学、高等専門学校、研究室及び学生団体
 - (2) 市内企業、各種団体、農業関係者その他地域側の登録団体
 - (3) その他市長が適当と認める者
- 2 本施設は、前条の趣旨に沿った次に掲げる活動に利用するものとする。
- (1) 共同研究及び実証事業
 - (2) PBL（課題解決型学習）等の教育活動、ゼミ合宿及び出前授業
 - (3) 地域交流活動及び打合せ
 - (4) その他市長が適当と認める活動

(利用手続)

- 第3条 本施設を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、原則として利用希望日の7日前までに市が定める利用申請書を提出し、市長の承認を受けなければならない。
- 2 市長は、利用目的、施設の空き状況その他必要な事項を確認し、条件を付して利用を承認することができる。
- 3 市長は、利用目的が本施設の趣旨に反するとき、施設の管理上支障があるとき、又はその他市長が不適当と認めるときは、利用を承認しないことができる。
- 4 利用承認を受けた権利は、第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(申請内容の変更等)

- 第4条 利用者は、承認を受けた利用日時、利用目的、利用人数その他申請内容を変更し、又は利用を取りやめようとするときは、速やかに市へ申し出なければならない。
- 2 市長は、前項の申出があった場合において、施設の空き状況その他必要な事項を確認し、変更を承認し、又は承認しないことができる。

(利用料金)

第5条 本施設の利用料金は無料とする。ただし、活動に伴い使用する消耗品、材料費、交通費その他の実費は、利用者の負担とする。

(利用体制等)

第6条 本施設は、原則として複数の利用者による共同利用とし、利用者は他の利用者の活動を妨げないよう配慮しなければならない。ただし、市長が必要と認める場合は、一定範囲の占用利用を認めることができる。

2 利用者は、本施設の利用に当たり利用責任者を置き、参加者の安全管理、施設等の適正利用及び市との連絡調整に関する責任を負わなければならない。

(利用者の遵守事項)

第7条 利用者は、本施設の利用に当たり、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設内での飲食は市長が認める範囲内で行うこと。ただし、飲酒を伴う利用は原則として認めない。
- (2) 他の利用者、地域住民等の迷惑となる行為をしないこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、施設の安全かつ円滑な管理運営に支障を及ぼさないこと。

(禁止事項)

第8条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 法令又は公序良俗に反する行為
- (2) 他の利用者、地域住民等に迷惑、不快感又は損害を与える行為（騒音、悪臭、長時間の荷物放置等）
- (3) 市長の承認を得ない物品販売、営業、宗教活動又は政治活動
- (4) 火気、危険物等の持込み、及び指定場所以外での喫煙
- (5) 暴力団等反社会的勢力を利用に関与させる行為
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市又は施設管理者の指示に従わない行為その他市長が不適切と認める行為

(施設、設備及び備品の利用)

第9条 利用者は、施設、設備及び備品を承認された目的の範囲内で利用するものとする。

- 2 利用者は、施設、設備及び備品を汚損し、破損し、又は滅失しないよう必要な措置を講じなければならない。
- 3 利用者は、設備及び備品を施設外へ持ち出してはならない。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。
- 4 利用者は、施設、設備又は備品に不具合、破損、汚損等を発見した場合は、速やかに市

へ報告しなければならない。

- 5 利用者は、市長の承認を得ずに、施設内の設備、配線、電源、通信機器その他これらに類するものに変更を加えてはならない。

（通信環境の利用）

第 10 条 利用者は、本施設に設置された Wi-Fi 等を利用できる。

- 2 利用者は、通信環境を利用するに当たり、不正アクセス、有害プログラムの送信、過度な通信負荷その他通信環境の運用を妨害する行為をしてはならない。
- 3 市は、通信環境の品質を保証せず、その利用により生じた損害について、市に故意又は重大な過失がある場合を除き責任を負わない。また、管理上必要と認めるときは、通信環境の提供を停止することができる。

（情報管理）

第 11 条 利用者は、活動の様子を撮影、録画等し、SNS 等へ公表する場合は、個人情報、肖像権等第三者の権利を侵害しないよう関係者の同意を得なければならない。

- 2 利用者は、本施設の利用に関して知り得た非公開の情報を、正当な理由なく第三者に漏らし、又は利用目的以外に使用してはならない。この義務は、利用終了後も同様とする。
- 3 前 2 項に掲げるもののほか、本活動に係る成果物及び市から提供されたデータの取扱いについては、市長の指示に従うものとする。

（原状回復）

第 12 条 利用者は、利用終了後、速やかに使用した施設、設備及び備品を元の状態に戻し、清掃及び忘れ物の確認を行わなければならない。

- 2 利用により発生したごみは、原則として利用者が持ち帰るものとする。ただし、市が別に処理方法を指示した場合は、その指示に従わなければならない。
- 3 市長は、利用者が前 2 項に定める原状回復等を行わない場合は、利用者に対し、必要な措置を求めることができる。

（利用承認の取消し等）

第 13 条 市長は、利用者が本規約に違反した場合、その他施設の管理上又は公益上必要と認めた場合（災害等によるやむを得ない事由を含む。）は、利用承認を取り消し、又は利用を停止することができる。

- 2 前項の措置により利用者に損害が生じた場合であっても、市に故意又は重大な過失がある場合を除き、市はその責任を負わない。

（損害賠償等）

第 14 条 利用者が故意又は過失により施設、設備又は備品を汚損し、破損し、又は滅失した場合は、その損害を賠償しなければならない。

2 本施設内での利用者の所持品（貴重品、機材等）の管理は利用者の責任で行うものとし、盗難、紛失等の事故について、市に故意又は重大な過失がある場合を除き、市はその責任を負わない。

（緊急時の対応）

第 15 条 利用者は、災害、事故等の緊急事態が発生した場合は、直ちに安全確保を行うとともに、関係機関及び市へ連絡し、その指示に従わなければならない。

（その他）

第 16 条 この規約に定めるもののほか、本施設の利用に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。